



町田市子どもにやさしいまち条例

まちだコドマチ^ル条^ル例

ガイドブック



考えてみよう！
子どもの権利



2024年1月

町田市

目次

はじめに.....	3
1 子どもにやさしいまち	4
2 町田市子ども憲章	4
3 子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）	6
4 「町田市子どもにやさしいまち条例」ができるまで.....	7
(1) (仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会	7
(2) 制定過程のイベント	8
(3) アンケート調査	10
(4) パブリックコメント	11
(5) 意見募集.....	11
5 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）	12
(1) 子どもと大人の関わりイメージ	14
(2) 条例の構成	15
(3) 前文.....	16
(4) 第1章 総則	18
(5) 第2章 子どもの権利.....	21
(6) 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務.....	25
(7) 第4章 子どもの権利の保障の推進	30
(8) 第5章 施策の推進	38
資料 町田市子どもにやさしいまち条例.....	39

このガイドブックを使って、

【カワセミ先生】と4羽の【カワセミレンジャー】と一緒に

「子どもの権利」について、考えてみましょう！

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

★ カワセミは、町田市の「市の鳥」です。

★ 「まちだコドマチ条例」は「町田市子どもにやさしいまち条例」の愛称です。



カワセミ先生



“子どもの味方” カワセミレンジャー



はじめに

毎年こどもの日に総務省が発表している「我が国のこどもの数」によれば日本の14歳以下の人口は2023年4月1日時点で1,435万人です。総人口に占める割合は11.5%で、記録のある1950年以降最低値を示しました。子どもの数が減っていくと、子どもの考えや意見はさらに聴こえにくくなってしまいます。

そもそも子どもに関わる事柄であっても、子どもの考えを聴いて決めていることがとても少ないのが現状です。子どもは「どう思う？」と聞かれても、すぐに考えを要領よく言えるわけではありません。日頃から子どもの気持ちに寄り添ってくれる、信頼できる大人に対してなら、思い切って意見を伝えられるかもしれません。あるいは、いつも意見を聴かれて、それが大事にされる経験があるならば、自然に考えや気持ちを大人やみんなの前で話すことができるかもしれません。子どもの意見を聴くためには、子どもが気持ちや考えを話す機会を十分確保していく必要があります。意見を大事にされることは、子どもの基本的な人権です。

子どもというのは、不思議と大人には見えないことや聞こえないことまで気づいたり感じたりできるものです。大人が「当たり前だ」「大したことではない」とやり過ごしてしまうことでも、子どもの視点からだと、大切さが見えてくることがあります。あなたのそばにいる子どもと同じ高さになるようにしゃがんでみてください。足元には小さな花や美しい模様の石、見上げると青空に散らばる不思議な形の雲を発見できるに違いありません。子どもならどう考えるのか、子どものためにはどうするのが良いのか、という観点から考え直すと新しい解決策が見えてくることもあるものです。

「町田市子どもにやさしいまち条例」は、子どもの存在の大切さやその意見の重要性をみんなで理解して、まちづくりを進められるようにするためにつくられました。このガイドブックが、多くの市民のみなさんが力を合わせて「子どもにやさしいまち」を実現する一助となることを願っています。

2024年1月

町田市子ども・子育て会議会長

(仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会部会長

昭和薬科大学薬学部 教授

吉 永 真 理



1 子どもにやさしいまち

町田市は、子どもにとって最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指しています。

「子どもにやさしいまち」の実現のためには、他の誰とも違うかけがえのない存在である子どもが、一人ひとりの違いを認められ、ありのままの自分でいられること、そして、日常の様々な事柄が子どもを中心に考えられるとともに、子どもが社会の一員として、自ら考え、意見を表明し、その意見が社会で尊重されることが重要です。

そのために大人は「子どもの権利」を認知し、理解し、守っていくことが必要です。そして、「子どもにやさしいまち」とは何か、ということ、それぞれの立場で考え、行動に移す必要があります。みんながそれぞれ考える「子どもにやさしいまち」を実現していった先に、市が目指す「子どもにやさしいまち」があると考えています。



コラム 子どもにとっての「最善の利益」って何？

「子どもにとって最もよいこと」を、
子どもにとっての「最善の利益」というよ。
子どもに関することを決めたり、行ったりするときは、
何が子どもにとって最もよいことなのかを第一に考えることが大事で、
このことは「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の
4つの原則の1つにもなっているよ。
子どもにとって最もよいことを、大人が勝手に決めるのは絶対ダメ！！
大人は子どもの意見をちゃんと聴いて、尊重する必要があるんだ。



2 町田市子ども憲章

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の1つとして制定されました。当初は、子どもと大人による子ども憲章実行委員会が組織され、大人の委員が考えた案について検討されていました。議論が進むうちに、この案に違和感を覚える子どもの委員の声が大きくなり、子ども自身の意見で案をつくり直し、再検討されました。そうしてできあがった「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

町田市子ども憲章（1996年5月制定）

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…

それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。

そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけではいけない。
－相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくって
いきます。

● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめ
なんだ。いつも楽しくなるように、
－自分の道は自分で切り開いていきます。

● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってこわくない。当たり前のことなんだ。
だから、
－それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、
－みんなて助け合って生きていきます。

● 学ぶ心の大切さ

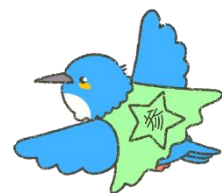
経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、
－ものごとに前向きに取り組んでいきます。

● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。いつも気持ちがわかり
合える、そんな仲間。だから、
－仲間を大切にします。

● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、
－自分の夢を持ち続けます。





3 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）

子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI=Child Friendly Cities Initiative）は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を自治体レベルで具体化するための、ユニセフが主唱する世界的な活動です。子どもに関するサービスを直接提供する自治体が、子どもに関わる事柄について子どもの意見を聴き、自治体運営に新たな視点を取り入れます。

日本では、日本ユニセフ協会が有識者や自治体関係者と共にCFCI委員会を組織し、自治体による自己評価を第一段階とする「日本型子どもにやさしいまちモデル」（以下、「日本型モデル」）を作成し、国内での展開を目指しています。

自治体は、CFCI委員会が作成した「子どもにやさしいまちチェックリスト」を用いて、子どもに関する施策の評価を行います。その後、公表を経て、施策を改善することで、「子どもの権利条約」を具体化します。

2018年から2年間、町田市を含む5自治体（北海道ニセコ町、安平町、宮城県富谷市、奈良県奈良市）は、日本ユニセフ協会から委嘱を受け、「日本型モデル」の有効性を検証しました。

2021年12月、町田市を含む検証5自治体が、日本ユニセフ協会CFCI委員会から、CFCIの実践自治体として承認され、本格実施に向けた覚書を締結しました。今後、町田市はCFCIの実践自治体として、子どもに関する様々な施策を展開していきます。

〔 町田市におけるCFCIの取組 〕

町田市は、世界的な広がりを見せている「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、様々な取組を実施しています。

- 「日本型モデル」の検証に加え、適切な自己評価を行えるように「子どもにやさしいまちチェックリスト」を、町田市の具体的な施策や事業と関連付けた独自の形式に発展させました。
- 2021年度からは、市役所各部署において、チェックリストを用いた自己評価を実施しています。自己評価結果を公表すると共に、外部意見を聴取し、それらの結果を施策・事業にどのように反映させていくかを検討し、改善に取り組んでいます。



4 「町田市子どもにやさしいまち条例」ができるまで

(1) (仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会



「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコード
マ^{ルール}チ条例）」の検討は、町田市の附属機関である

「町田市子ども・子育て会議」において「(仮称)
子どもにやさしいまち条例検討部会」を立ち上げて、
2022～2023年度に検討を行いました。検討
部会は、「町田市子ども・子育て会議」委員からの選
出のほか、条例に若者や子どもの考え方を反映させ
るため高校生や大学生、さらに、ユニセフに関わり
のある専門家が委員として参加しました。

「子どもの権利」が守られ、子どもが幸せに暮らす
ことができるように、条例の内容や表現について
検討を重ねました。



「附属機関」って何？

「町田市子ども・子育て会議」って何をしているの？



「附属機関」とは、条例で設置を定められた審議会などの機関のことだよ。

「町田市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援に関する取組を推進するため、計画の検討や、子ども施策の審議や報告などを行っているんだ。大学教授や弁護士などの学識経験者や子育て支援を実施する事業者の代表の人、保護者の代表である市民公募委員などで構成されているよ。

(2) 制定過程のイベント

「まちだコドマチ条例^{ルール}」の制定にあたっては、当事者である子どもの声を取り入れるため、様々なイベントが行われました。

①シール投票「考えてみよう！子どもの権利」

2022年6月4日（土）～6月24日（金）開催

子どもセンターを訪れた方に、「子どもの権利条約」にある「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の中から「大切だと一番強く思う権利」「守られていないと一番強く思う権利」について、シール投票をしてもらいました。約3週間で、1,273人（うち子ども936人）の方にご参加いただきました。



②子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの権利」

2022年9月19日（月・祝）開催

中学生から概ね18歳までの子ども23人が参加し、活発な意見交換が行われました。こちらで出た「年齢だけでなく、成長に応じた支援をすべきだと思う」という意見は、実際に条例に反映され、第4条や第16条では「成長に応じた」という表現が使われています。



③「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」を考えるための アンケート調査 WEBミニアンケート

2022年10月11日（火）～25日（火）実施

条例検討の基礎資料及び今後の子ども施策の参考とすることを目的に、市内の小学生から大人までの幅広い年代の方にご意見をいただくミニアンケート調査をWEB上で行い、821人から回答をいただきました。

④若者が市長と語る会

2022年11月 5日（土）開催 子どもセンターただON

2022年11月12日（土）開催 子どもセンターまあち

「子どもの参画」を推進するために実施している、若者を対象とした「市長と語る会」で、「町田市子どもにやさしいまち条例」をテーマに取り入れ、参加者と市長が「子どもの権利」等について自由な意見交換を行いました。

「大人とのふれあいが大切だと思う」「夢は社会体験を通して持つものなので、小・中学生がそれをしやすいまちが良いと思う」という意見は、第16条に反映されました。



⑤町田創造プロジェクト（MSP）によるポスター作成

条例制定するにあたり、子どもたちの目に留まり、興味を持ってもらえるようなPRポスターをMSPがーからアイデアを出し合って作成しました。ポスター全体を楽しい雰囲気にする事で、小学生などの子どもたちの目に留まりやすくしました。

この際に条例名の愛称「^{ルール}コドマチ条例」が誕生しました。

【参照】P37 ^{ルール}コラム「まちだコドマチ条例」



⑥子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの条例」

2023年5月14日（日）開催

中学生から概ね18歳までの子ども21人が参加し、活発な意見交換が行われました。こちらで出た意見は、前文の検討や制定後の周知活動に活かされています。



「町田創造プロジェクト（MSP）」ってなんだろう？



町田の魅力を発信し、町田の未来を考える若者グループのことだよ。活動には、市内在住、在学、在勤の15～18歳までの若者（中学生を除く）が参加しているよ。

(3) アンケート調査

条例を検討するための基礎資料及び今後の子ども施策の参考とするため、小学生から高校生までの子どもと18歳以上の市民に対して、「子どもの権利」に関する意識や思いを聞くアンケート調査を行いました。

〔調査時期〕2022年10月11日（火）～25日（火）

〔調査対象〕調査① 市内の小・中学校に通う児童・生徒

調査② 市内に所在する高等学校の在学生

調査③ 18歳以上の市民

〔回収状況〕

区分	調査対象	発送数	回収数 (回収率)	有効回収数※ (有効回収率)
調査①	市内の小・中学校に通う児童・生徒	1,071	823 (76.8%)	823 (76.8%)
調査②	市内に所在する高等学校の在学生	520	498 (95.8%)	496 (95.4%)
調査③	18歳以上の市民	2,000	861 (43.1%)	861 (43.1%)
計		3,591	2,182 (60.7%)	2,180 (60.7%)

※WEB 回答と紙の調査票の重複回答を除いた結果

より多くの方のご意見を聞くために、このアンケート調査を回答していない方を対象に「WEBミニアンケート」を行ったよ。
「WEBミニアンケート」は、事業者も対象にされていて、
保育所、幼稚園、学校、フリースクール、子ども食堂の職員など
子ども・子育て支援に関する事業に従事する方にも
答えてもらったんだ。

【参照】P8 4(2)③「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」
を考えるためのアンケート調査 WEBミニアンケート



(4) パブリックコメント

条例本則について、より良いものにするためにパブリックコメント※¹を行いました。

〔実施時期〕2023年4月22日（土）～5月21日（日）

〔応募者数〕136人

〔意見件数〕190件

小学生の参加

町田市立町田第一小学校の4年生が授業の一環としてパブリックコメントに参加し、112人の子どもたちから115件の意見をいただきました。



小学生からの意見の提出や、それに対する町田市の回答は直接手渡しで行われたよ。町田市から回答を返す時には、ゲームをして、「カワセミレンジャー」のキャッチフレーズをみんなに決めてもらったんだ。みんなの投票の結果、【“子どもの味方” カワセミレンジャー】になったよ。



(5) 意見募集

条例前文について、より良いものにするために意見募集を行いました。

〔実施時期〕2023年6月1日（木）～22日（木）

〔応募者数〕5人

〔意見件数〕8件

※¹ 市の基本的な政策の策定過程でその情報を広く公表するとともに、意見を募集し、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。町田市では、市民協働のまちづくりを推進し、政策の内容をより良いものにするために、2008年度からパブリックコメント制度を開始した。



5 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）

町田市では、１９９６年に子どもが中心となって起草した「町田市子ども憲章」を子どもの参画の原点とし、先駆的な取組を行ってきました。このことがユニセフ日本協会に評価され、全国で５自治体のみが承認を受けている「子どもにやさしいまちづくり事業」の実践自治体として、町田市は活動を行っています。

これまでの取組を継承し、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を実現することを目指して、２０２３年１２月に「町田市子どもにやさしいまち^{ルール}条例（まちだコドマチ条例）」を制定しました。施行日は、２０２４年５月５日です。

本条例は、「子どもの権利条約」にある「子どもの権利」について、子どもにも大人にもわかるよう示し、その権利を守るための大人の責務を明確にしています。

保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人は、一人ひとりが「子どもの権利」を理解して、考えて行動し、互いに支え合うことで「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

そして、本条例が“子どもが幸せになるために、私たち大人は何ができるのか”について、それぞれの立場で考える契機になればという思いも込めています。

「子どもの権利」ってなんだろう？



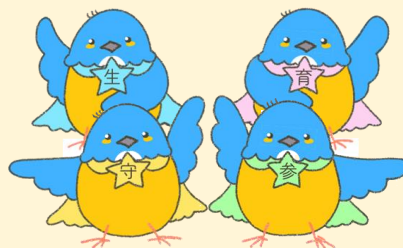
「子どもの権利」とは、すべての人が持っている「人権」の中でも子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために、特に大事にする必要があるものだよ。

「子どもの権利」は色んな権利があるけれども、条例では大きく４つに分けてるよ！４つの権利とは、

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のことだよ。

生きる権利

守られる権利



育つ権利

参加する権利

“子どもの味方” カワセミレンジャー

「子どもの権利条約」には色々な「子どもの権利」があるみたいだけど、町田市の条例の権利とは違うのかな？



どちらも表しているものは同じだよ！
でも、「子どもの権利条約」で定める権利は、紛争や難民など世界の子どもに向けた表現になっているから、
「まちだコドマチ条例」では、「子どもの権利条約」の「子どもの権利」を町田市の子どもにもわかりやすいように具体化した表現にしているよ。

町田市の条例は、子どもにとって大事な権利が身近に感じられるように書かれているってことなんだね！



条例ができたらどうなるんだろう？
「子どもの権利」が守られるようになるのかな？

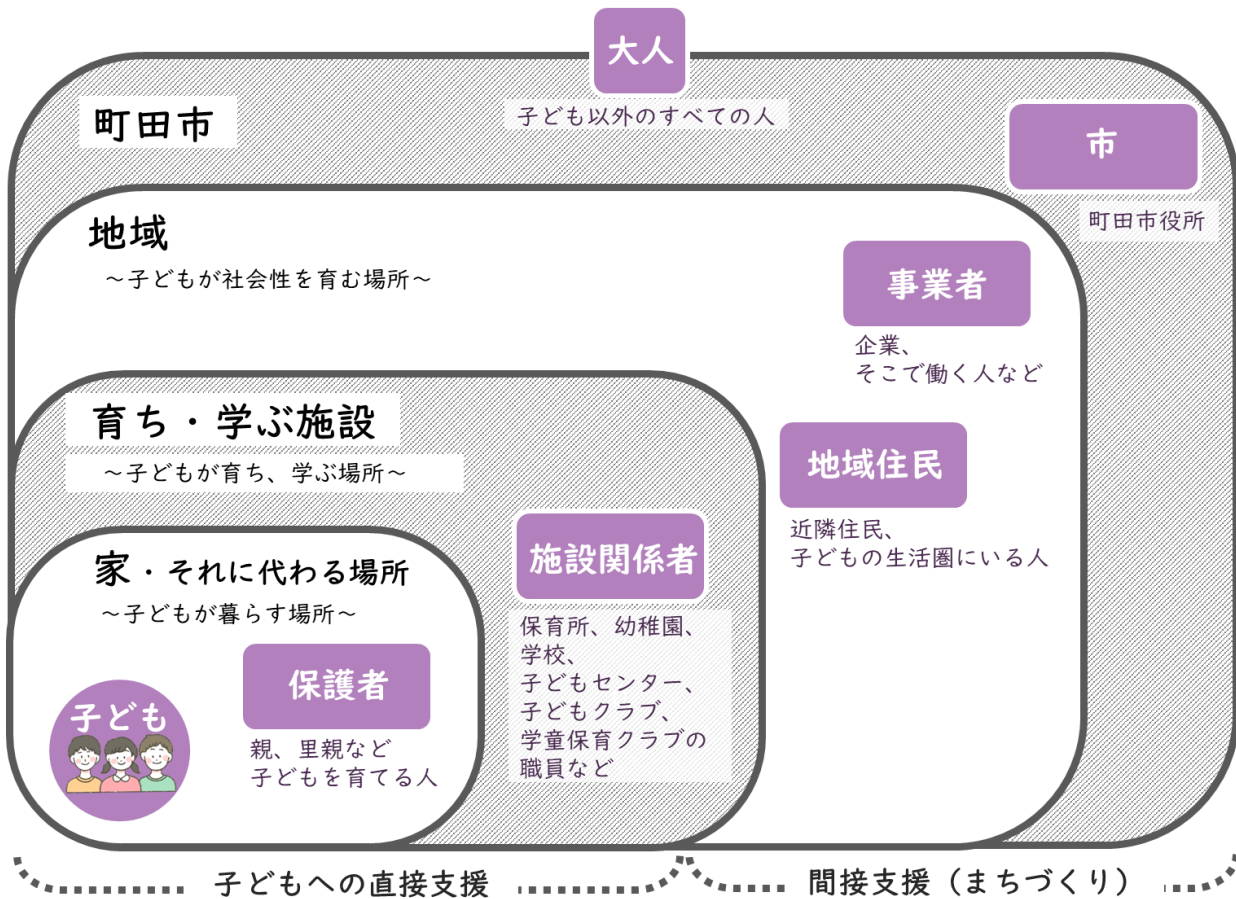


「まちだコドマチ条例」の考え方を大人にも子どもにも知ってもらうことで、「子どもの権利」と「大人の責務」についての理解が広がっていった、「子どもにやさしいまち」の実現につながっていくよ。
それともう一つ、この条例は「理念条例」といって、町田市の基本的な考え方や姿勢を示すための条例なんだ。未来の子どもたちに向けて、市が変わらない姿勢を示すことが重要だと考えて、条例として定めたよ。

（１）子どもと大人の関わりのイメージ

「大人」とは、子ども以外のすべての人を指します。本条例では、大人を「保護者」「施設関係者」「地域住民」「事業者」に分けて、直接的な関わりが強い順に規定し、それぞれの関わりに応じた大人の責務について定めています。「市」は、子ども施策を実施し、すべての主体を支えます。

また、子どもの行動範囲も「家・それに代わる場所※²」から「育ち・学ぶ施設」「地域」「町田市」と徐々に広がっていきます。「家・それに代わる場所」「育ち・学ぶ施設」は子どもへの直接支援、「地域」や「町田市」は保護者への支援・環境整備など間接支援（まちづくり）を行っています。

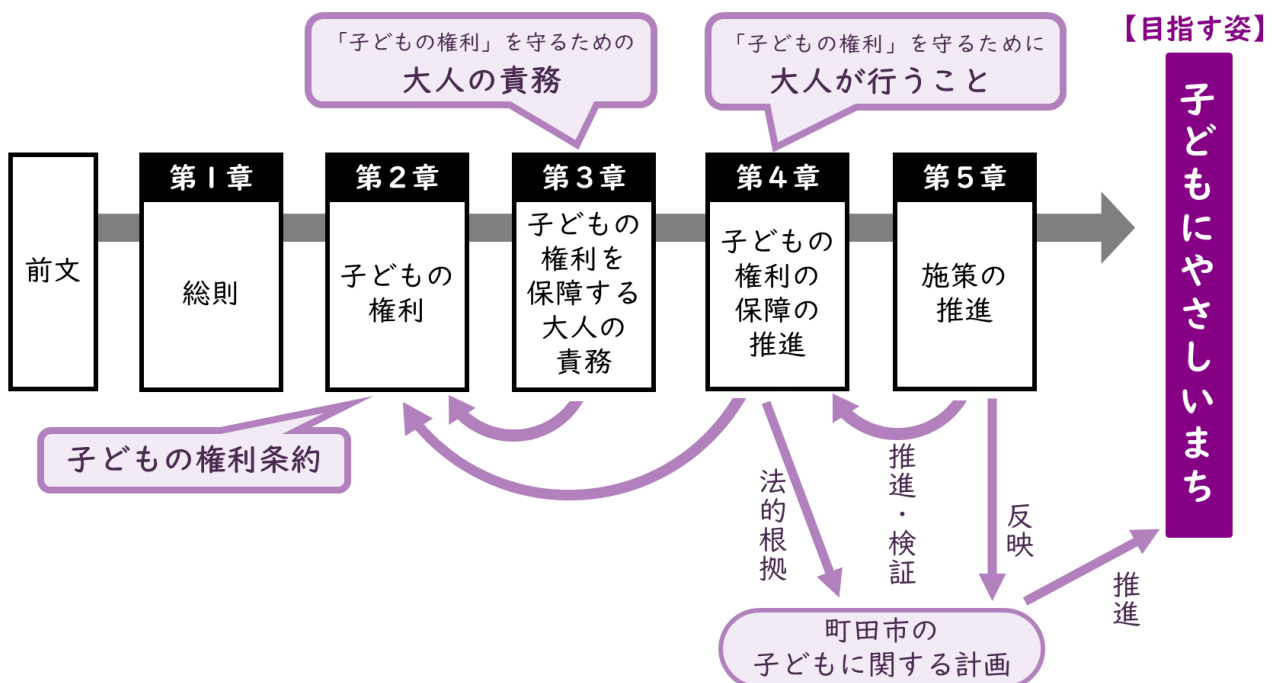


※2 乳児院や児童養護施設などのこと

（２）条例の構成

本条例は、前文及び本則５章２１条で構成しています。

第１章（第１条及び第２条）では、条例の目的と用語の意義について定めています。第２章（第３条から第６条）では、「子どもの権利」について定めています。第３章（第７条から第１２条）では、第２章で定めた「子どもの権利」を踏まえ、「子どもの権利を保障する大人の責務」について定めています。第４章（第１３条から第１９条）では、第２章の子どもの権利、及び第３章の大人の責務を踏まえ、市・保護者・施設関係者・地域住民・事業者が「子どもの権利」を守るために行うことについて定めています。第５章（第２０条及び第２１条）では、条例の運用・検証について定めています。



「前文」ってなんだろう？



前文は、条文本体の前に置かれるもので、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章のことだよ。

（３）前文

本条例の前文は、以下の考えに基づいて作成しています。

- ① 子どもに関わるすべての大人、町田市全体で「子どもにやさしいまち」に取り組む姿勢を示す。
- ② 「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示す。
- ③ 条例に関心を持ってもらい、本則まで読み手を導くために、子どもにもわかりやすく、特徴のある前文にする。

この地域「まちだ」で望み、目指す
なりたいまちの姿は
「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が
考えて、行動して、実現する
「子どもにやさしいまち」

解説

- ・ 町田市全体で「子どもにやさしいまち」を目指し、実現することを宣言しています。
- ・ 「子どもの権利」を守る主体として子どもとの距離が一番近い「市民」を重視し、「市民」を主体の最初に置いています。
- ・ どうしたら実現していけるかを考え、それぞれの立場や社会活動の中で行動に移すことで、実現していきます。



コラム

「まちだコドマチ^{ルール}条例」の施行日

町田市は、１９６６年５月５日に「青少年健全育成都市宣言」を行ったことから毎月５日を「青少年の日」としているよ。

また、町田市内初の子どものセンターである「子どもセンターばあん」の開館が１９９９年５月５日であることから、

「まちだコドマチ^{ルール}条例」の施行日を５月５日としているんだ。

「子どもにやさしいまち」になるために、子どもたち自身が、
 自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること
 意見を言い、実行しているまちであること
 たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること
 そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、
 それぞれの立場で活動しているまち
 そして、何よりもお互いが支えあう

「子どもにやさしいまち」

解説

- 目標としている「子どもにやさしいまち」になるために必要なことを示しています。
- 子どもが自分自身のことを自分で決め、それを意見として表明し、子ども自身で実行できることが重要です。たとえ失敗してしまっても、失敗は悪いことではありません。そこから学び、やり直すことで次につながる可能性があります。また、やり直すことができれば、様々なことに挑戦しやすくなります。
- 意見表明や「子ども自身による実行」などを通して、様々な人との関わりが生まれ、その中で成長していくこともできます。そして、子どもの意見が社会で尊重されることで、「子どもにやさしいまち」に近づいていきます。大人は、つながり、連帯して、それぞれの立場（保護者、施設関係者、地域住民、事業者、市）で「子どもにやさしいまち」の実現に向けて活動します。
- 「同じ想い」とは、みんなが想いを共有して協力し合ったり、みんなが「子どもにやさしいまち」について考えたりすることを指しています。必ずしも一つに限定されるわけではなく、様々な「同じ想い」があると考えています。
- そして、みんながそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合うことが何よりも重要です。

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるように、「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、町田市は、この条例を制定します。

解説

- 市の目標と条例制定の目的を改めて宣言しています。
- 保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人一人ひとりが「子どもの権利」を理解し、守っていくことで「子どもにやさしいまち」の実現につながっていきます。
- 常に子どもたちの視点に立ち、子どもの意見を聴いて、子どもにとって最もよいことが何かを第一に考えることを宣言しています。

（４）第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

解説

- 条例を制定する目的と目指す姿について定めています。
- 「子どもの権利」を明らかにし、「子どもの権利」を守るために大人がやるべきことを明確にすることで、「子どもの権利」が守られ、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

「子どもにやさしいまち」になるのは嬉しいな！
でも、「子どもにやさしいまち」ってどんなまちだろう？



“みんなが「子どもの権利」を理解して、「子どもの権利」を守っていくまち”
“子どもの話をよく聴いて、尊重するまち”
“子どもが幸せになるために、自分ができていることをしているまち”
「子どもにやさしいまち」は、色々なまちが考えられるけど、みんなそれぞれの立場で考え方もできることも違うから、
「〇〇なまちが、子どもにやさしいまちです」と一つに決めることは難しいんだ。
だから、条例の中でも「子どもにやさしいまち」といっているよ。
大事なことは、子どもの視点に立って考えることなんだ。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （1）子ども 町田市（以下「市」といいます。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。
- （2）保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- （3）施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

解説

- 条例に用いられる「子ども」「保護者」「施設」について定めています。

- 「子ども」は、人種、信条、性別、障がいの有無、国籍など、あらゆる個性に関係なく、18歳未満であればすべて対象となります。
- 子どもの成長は、子どもによって大きく違います。この点を考慮し、年齢だけで「子ども」の定義を区切るのではなく、「権利を認めることが適当であるとして市長が認める者」も含めることとしています。
- 「保護者」とは、子どもの養育及び発達に第一義的な責任がある人を指し、養護施設の養育者なども含まれます。
- 「施設」のうち「児童福祉施設」とは、児童養護施設や保育所などです。
「学校」とは、小中高等学校や幼稚園などを指します。
「社会教育に関する施設」とは、図書館や美術館などです。
「その他これらに類する施設」とは、子どもセンターや子どもクラブ、学童保育クラブなどです。



第2条（1）にある「遊び」の部分は、「子どもの遊ぶ権利を明示してほしい」という条例検討部会の意見が反映されたものだよ！

【参照】P7 4（1）（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

「子ども」に関する法令って色々あるけど、
「子ども」の定義は全部一緒なのかな？



法令ごとに、何歳までを子どもとするかは様々だよ。
例えば、2023年4月1日に施行された「こども基本法」では、「こども」を「心身の発達の過程にある者をいう」と定義していて、年齢で分けていないんだ。
他にも、「子ども・子育て支援法」では、「子ども」は「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい（後略）」と定義されているよ。

（５）第２章 子どもの権利

（生きる権利）

第３条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （１）命が守られ、尊重されること。
- （２）愛情及び理解を持って育まれること。
- （３）健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- （４）暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」といいます。）を受けず、放置されないこと。

解説

- ・ 安全安心な環境で不安なく、子どもが生きていく権利について規定しています。
- ・ 命があっても、暴力、いじめ、虐待などを受ける、病気になっても看病してもらえない、十分にご飯が食べられないといった状況では、命が尊重されているとはいえません。ただ命が守られるだけではなく、愛情をもって大切にされながら育まれることで、子どもは安心して暮らしていくことができます。

（育つ権利）

第４条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （１）安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。
- （２）様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。
- （３）個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること。
- （４）成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

解説

- 子どもが心も体も健やかに、色々な経験をしながら、自分らしく成長することができる権利について規定しています。
- 子どもは興味のあることを学び、音楽、映画、マンガ、スポーツなどを含む、様々な体験を重ねることで自分らしく豊かに成長していくことができます。また、遊びや学びだけでなく、安心して休めることも重要です。
- 子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、豊かな個性があります。また、置かれている環境も様々です。このような多様性を認め、子どもが自分らしく成長できるようにしていくことが重要です。
- 成長していく中で、困難にぶつかり、悩みを抱えることもあるため、子どもたちが気兼ねなく相談でき、悩みや困りごとの解決に向けた支援をするような環境が必要です。

第4条（4）にある「成長に応じて」の部分は、子どもの意見が反映されたものだよ！

条例制定過程のイベントの1つ、子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの権利」で出た意見で、最初は「年齢に応じて」と表現していたけれど、「子どもによって成長は違うのに年齢で区切るのはおかしい！」との声を受けて、「成長に応じて」と修正されたんだ。

第16条第3項「子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。」という部分も同じく子どもの声が反映されたものだよ。

【参照】P 8 4（2）制定過程のイベント

【参照】P 32 5（7）第4章 第16条「子どもの居場所づくり」



（守られる権利）

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （1）暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。
- （2）成長が阻害される状況から保護されること。
- （3）子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。
- （4）自分に関する情報を不当に利用されないこと。
- （5）障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

解説

- 権利の侵害から守られる権利について規定しています。
- 第3条「生きる権利」、第4条「育つ権利」、第6条「参加する権利」では個別の権利とその保障について定めがありますが、「守られる権利」はこれらを含む様々な権利が存在することを前提とし、侵害されないための環境整備や、実際に侵害されたときに救済される権利のことを指します。
- 「暴力等」とは、暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害を指します。
【参照】P21 5（5）第2章 第3条「生きる権利」（4）
- 「成長が阻害される状況」とは、例えば勉強したいと思っても、学校に行かせてもらえない、経済的な理由から生活必需品や学習用品が買えないなど、第4条に定める「育つ権利」が守られない状況を指します。
- 子どもであるという理由や、その他のどのような理由でも不当な扱いを受ける理由にはなりません。「不当な扱い」とは、例えば、差別的な扱いや、金銭的な搾取、意見を聴いてもらえないことなどの正当ではない扱いを指します。
- 子ども自身の写真、趣味嗜好、SNSアカウントなどの情報が不当に利用されることによって、例えば犯罪の対象として狙われやすくなる、犯罪に加担させられるといった可能性が高まります。子ども自身の情報も大切な個人情報であり、守られるべき対象です。

- 子ども一人ひとりの個性、置かれている生活環境や状況は様々です。どのような状況に置かれていても、その状況が子どもにとってハンディキャップとならないよう、状況に応じた支援が受けられることが重要です。



コラム 権利の侵害からの救済

守られるべき権利が侵害されたときに、侵害された権利が回復できるように支援することだよ。どんな支援が必要かはそれぞれのケースによるけれども、例えば「子どもが暴力を受けている」と通報があったときには、市役所、児童相談所、警察が協力して助けに行くよ。少しでも「自分の権利が守られていない」と感じたり、悩んでいることがあったら迷わずに連絡してね。どんな些細なことでも大丈夫！連絡先は【P31】に載っている「まちだ子育てサイト」を見てね。

（参加する権利）

第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （1）自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。
- （2）自分に必要な知識及び情報を得ることができること。
- （3）自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

解説

- 子どもが、家のルールのような身近なことから、子どものためのイベント・遊び場・そこでのルールづくり・施策のような社会参画まで、自分に関わることについて社会の一員として参加する権利について規定しています。

- 子どもの社会参画には、意見を表明する機会があり、その意見が尊重されることが必要です。子どもの意見を聴き、尊重し、社会に反映させていくことで、「子どもにやさしいまち」の実現につながっていきます。
- 子どもが意見表明するためには、意見形成するための情報を得ることや、一緒に活動する仲間をつくることも重要です。知識や情報は学校やインターネット、テレビ、本など様々な手段で得ることができ、様々な情報に触れることで、自分なりの意見が形成されていきます。
- サークルをつくったり、参加したりすることなどを通じて仲間と集まることで、人間関係を通じて成長し意見形成につながっていきます。仲間と活動することで、一人では難しいことにも挑戦することができ、可能性が広がります。

（6）第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

（大人の責務）

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にする豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

解説

- 大人は、子ども以外のすべての人を指します。
- 大人は第3条から第6条に規定されている、4つの「子どもの権利」を守る責任があります。
- 大人は「子どもの権利」について、子どもが理解できるように手助けする必要があります。また、子どもが、「子どもの権利」は自分も、自分以外の子どもも持っていることを理解し、自分のことも、他の子どものことも大切にできるような価値観を持てるように手助けする必要があります。

知らない大人の人も、
「子どもの権利」を守ってくれるの？



保護者や学校の先生は、子どもの普段の生活の中で
「子どもの権利」を守ってくれているよね。
でも、安全安心な地域づくりのために近所の人が見守りを
してくれたり、保護者が早く家に帰れるように会社が配慮したり、
学校や公園が安全に使えるように市が整備したり、
間接的に「子どもの権利」を守っている大人もいるんだよ。
知らない大人も含めて、すべての大人は協力して
「子どもの権利」を守る責務があるんだ。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

解説

- 保護者は子どもにとって最も身近で、影響力のある大人です。子どもが幸せに暮らしていく上で最も重要な立場であることを自覚し、「子どもの権利」を守り、何が子どもにとって最もよいことになるのかを第一に考えて行動する責任があります。子どもにとって最もよいことを考えるときは、大人が勝手に決めずに、子どもの声を聴き、尊重することが重要です。
- 子育てをする中でも上手くいくこともあれば、自分たちだけでは対処が難しいこともあります。子育てに悩んだり、困ったりして助けが必要なときには、子どものためにも市に支援を求めましょう。

【参照】P34 5（7）第4章 第17条「子育て家庭等への支援」

（施設関係者の責務）

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

- （１）施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。
- （２）子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。
- （３）悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。
- （４）子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

解説

- ・ 施設関係者は、保育所・学校・子どもセンター・子どもクラブ・学童保育クラブ・冒険遊び場などの職員や運営に関係する人などを指し、子どもが育ち学ぶ場をつくり、守っている大人です。
- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所をつくり、勉強だけでなく、遊び、子ども同士の触れ合いなど様々な体験をして成長していけるよう支援する必要があります。
- ・ 子どもがもともと持っている可能性や能力を引き出せるように、また、子どもが自分の力で様々な悩みや困難を乗り越え、自分の足で人生を歩んでいけるように支援する必要があります。
- ・ たとえ勉強や人間関係につまずいたり、失敗したりしても、やり直し、成長していけるよう子どもを支えます。

第9条（４）にある「子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し」の部分は、条例検討部会の意見が反映されたものだよ！

「失敗してもやり直せるは、子どもにとって大切なキーワード」という声を受けて、入っているんだ。

【参照】P7 4（１）（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会



（地域住民の責務）

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- （1）子どもがありのままの自分であることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。
- （2）市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

解説

- ・ 地域住民は、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える大人で、近所や自治会の大人から、子どもが使うスーパーやコンビニの店員まで、子どもが地域生活を送る中で触れ合う人たちを指します。
- ・ 子どもが地域で安心して暮らし成長していけるように、子どもの居場所づくりに取り組み、また、お祭りや地域のイベントなど、子どもが多様な人と触れ合える機会を提供するように努める必要があります。
- ・ 市と一緒に、地域の安全や子育てしやすい環境をつくり、守っていきます。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- （1）子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。
- （2）子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。
- （3）その事業活動が子どもの権利の侵害につながることをしないよう適切な配慮を行うこと。

解説

- ・ 事業者は、地域住民と同様、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える大人で、会社・商店・事務所などで事業を営む人たちを指します。
- ・ 子育て中の従業者が子育てに参加しやすくなるように、産休、育休など

の子育て支援制度の整備や、その制度が活用しやすくなる職場の雰囲気づくりなどに努める必要があります。

- アルバイトの学生など子どもと共に働く従業者（大人）が、「子どもの権利」を理解できるように、OJT※³や社員研修などの人材育成を行うように努める必要があります。
- 事業を営む上で、子どもが従事する業務や、営業内容が「子どもの権利」を侵害しないように配慮する必要があります。

（市の責務）

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

解説

- 町田市全体で「子どもにやさしいまち」を目指し、実現するために、市は、第8条から第11条に規定されている責務の主体（保護者・施設関係者・地域住民・事業者）と連携して子どものための施策を行います。また、責務の主体がそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合えるように手助けしていきます。

コラム 市の役割

市はすべての責務の主体が「子どもの権利」を守れるように支援するだけでなく、何らかの原因により、支援が受けられず、「子どもの権利」が守られていない子どもを守る、セーフティネットの役割を担っているよ。

また、「子どもの権利」が当然に守られる社会風土を作るため、「子どもの権利」の普及・啓発活動も行っているんだ。

詳しい説明は【P30 5（7）第4章 第13条「子どもの権利の普及」】を見てね。



※3 On the Job Training の略語。実際の職場での業務経験を通して指導を行う教育方法。

（7）第4章 子どもの権利の保障の推進

（子どもの権利の普及）

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

解説

- 「子どもにやさしいまち」の実現には、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知されて、定着し、守られることが重要です。
- 条例制定の際に行った市民アンケートによると、「子どもの権利」を「知っている」と回答したのは、小・中学生で28.1%、高校生で21.4%、18歳以上の市民で36.9%となっており、高くない結果でした。「子どもの権利」を守り、「子どもにやさしいまち」を実現するためには、「子どもの権利」を守る責務を持つ大人はもちろん、権利の主体である子どもも知る必要があります。
- 市は、「子どもの権利」や条例について知ってもらうために、各年代別のリーフレットなどを作成し、普及・啓発活動を行っています。このガイドブックもその活動の一環です。
- 子どもの活動範囲には町田市外も含まれるため、「子どもの権利」を広く保障するためには、他自治体とも連携・協力をする必要があります。

（権利の侵害からの救済）

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

解説

- 「暴力等」とは、暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害を指します。
【参照】P21 5（5）第2章 第3条「生きる権利」（4）
- 大人は連携して、子どもを暴力等から守ります。
- 市は、暴力等を含めて、様々な相談先を整備する必要があります。
- 権利を侵害された子どもの気持ちに寄り添い、傷ついた子どもの気持ちを第一に考えて救済に取り組むことが重要です。

悩みがあったら、どこに相談したら良いのかな？



色んなところがあって、電話やオンラインで相談できるよ！

ここでは紹介しきれないから、相談場所が載っている市のホームページを見てね。



相談する
（まちだ子育てサイト）

どうやって連携しているんだろう？



連携の例として、「子育て支援ネットワーク会議」があるよ。
会議では、虐待を受けている子どもをはじめとして、支援が必要な子どもやその家族の早期発見をしたり、適切な支援をしたりするために、関係機関等が集まって、情報共有しているんだ。
こういった組織もあるけれど、「権利の侵害」に対しては、大人みんなて連携して子どもを守るよ。

（有害又は危険な環境からの保護）

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

解説

- 子どもが安全に日常生活を送るには、それぞれの大人が日ごろから対策や備えをすることが重要です。
- 市では、通学路の防犯カメラの設置や、子ども110番の家、災害時情報伝達訓練といった地域と連携した取組を行っています。

「子ども110番の家」ってどんな家なのかな？



屋外でのつきまといや声かけなど、子どもが不安を抱く事態に遭遇したとき、助けを求めて駆け込める緊急避難所のことだよ。駆け込める建物には、黄色の看板が掲げてあるよ。PTA、自治会・町内会、青少年健全育成地区委員会等が中心となって、地域ぐるみで子どもたちの安全を守るボランティア活動なんだ。



（子どもの居場所づくり）

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

解説

- 子どもの居場所とは、ありのままの自分であることができ、安心して過ごし、遊び、学び、様々な体験ができる場所を指します。子どもが健やかに成長するためには、子どもの居場所があることが重要です。
- 子どもの居場所づくりをするにあたっては、子どもの自主性を大切にする必要があります。大人が居場所を与えるのではなく、子どもの意見を聴きながら一緒に居場所づくりに取り組むことが重要です。
- 子どもには、保護者や学校の先生以外にも自分の気持ちを漏らすことができる環境が必要です。身近な人だからこそ相談できないようなことも、例えば子どもセンターの職員なら話しやすいといったこともあります。子どもの居場所づくりは、居場所を通して多様な人との交流が生まれ、子どもを様々な面から支援することにつながります。

第16条第2項にある「子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること」の部分は、子どもの意見が反映されたものだよ！

条例制定過程のイベントの一つ、「若者が市長と語る会」で出た意見

「家族連れでいける場所、自然があるのは良いと思う」「大人とのふれあいが大切だと思う」「夢は社会体験を通して持つものなので、小・中学生がそれをしやすいまちが良いと思う」という声を取り入れたんだ。

第16条第3項「子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。」

という部分も同じく子どもの声が反映されたものだよ。

【参照】P 8 4（2）制定過程のイベント

【参照】P 21 5（5）第2章 第4条「育つ権利」



コラム

「まちだコドマチ^{ルール}条例」の文体

条例の文体は、「である」体を通常は用いているよ。

でも、「まちだコドマチ^{ルール}条例」は、子どもの権利に関する基本原則を定めるものであることから、特に子どもにその趣旨を浸透させていくために、親しみやすい「です・ます」体を用いているんだ。

町田市には、どんな居場所があるのかな？



子どもの居場所は、冒険遊び場、学童保育クラブ、子どもセンター、子どもクラブ、放課後子ども教室事業「まちとも」、図書館など色んなところがあるよ。

中でも、市内に5か所ある子どもセンターは、子どもたちが出し合った意見をもとにつくられていて、子どもの声から子どもの居場所が生まれた代表例なんだ。子どもセンターでは子どもたちだけで構成する「子ども委員会」というものがあって、子どもセンターの運営にも関与するなど、子どもの参画を推進する取組が行われているよ。

（子育て家庭等への支援）

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

解説

- 子育てには、経済力も気力も体力も必要となります。市は、子育て世帯の負担を少しでも軽減し、このまちに住み続けたい、子どもを育てたいと思えるまちになるように、施設関係者、地域住民、事業者と連携して保護者を支援する必要があります。
- 市は、特に支援を必要とする家庭については家庭の状況を把握した上で、施設関係者や地域住民と連携して支援する必要があります。支援するにあたっては、家庭によって求めるもの、必要なものに違いがあることに注意する必要があります。

「子どもの権利」が大事なのはわかるけれど、
毎日の子育てに追われて、気にしている余裕がないなあ…



子育ては、自分の時間が取れないし、
子どもが思うとおりに動いてくれないし、
頑張っているにもかかわらず評価してもらえないこともあって大変だね。
そんな中で完璧にやることなんて難しいと思うけど、
こうやって「子どもの権利」について考えることだけでも
「子どもの権利」を守ることにつながっているよ。
「子どもの権利」は子育ての基本にもなるから、
小さなことから一歩ずつ、まずは知ることから始めてみよう。
つらくなったら一人で抱え込まずに、助けを求めてね！



コラム まちだ子育てサイト

「まちだ子育てサイト」は、妊娠期から18歳未満の子どもがいる
子育て世帯向けの情報と、子ども自身に向けたイベント情報などを
掲載しているホームページだよ。

「見やすく」「わかりやすく」「検索しやすく」
を合言葉に、利用者のニーズに合った情報を
発信するようにしているよ。



まちだ子育てサイト

子育て関連情報が必要なときはぜひ活用してね。

（意見表明及び参画の促進）

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

解説

- 子どもにとっての最善の利益は、大人だけではわからないため、子どもの意見表明と参画は「子どもにやさしいまち」の実現にはなくてはならないものです。

【参照】P4 コラム「子どもにとっての『最善の利益』って何？」

- 市は、これまでも「町田創造プロジェクト（MSP）」「子ども委員会」「市民参加型事業評価」など子どもの参画を推進する取組を行ってきました。これまでの取組を継承しつつ、今後は意見表明の次のステップである「子ども自身による実行」にも取り組んでいきます。
- 「こども基本法」第11条に、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定があり、法律上でも子どもの意見を尊重するように求められています。

コラム 子どもの話を聴くことの大切さ

子どもが意見を表明するためには、大人が子どもの話を聴く姿勢が大切だよ。

子どもの意見を【わがまま】と決めつけないで、耳を傾け、「どうして子どもがそうしたいのか」を子どもの目線で考えてみる必要があるよ。

「大人は話を聴いてくれない」「自分の意見を言ったらわがままだと怒られる」…そんな状況では、意見を伝えるどころか、

自分で何かを考えて選んだり、決めたりすることもできないよね。

市政等の大きなことだけでなく、門限などの家のルールのような身近なことから子どもと話し合っ、子どもの意見を聴いてみよう。



（子どもへの情報発信）

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

解説

- ・ 情報発信する上で、子どもにもわかりやすいようにすることは重要です。市政や地域の活動を子どもが自分ごととして捉えて考え、意見を大人に伝えて社会へ参画できるように、専門用語を減らしたり、話し言葉にしたりして、子どもにもわかりやすい表現にするなど工夫する必要があります。また、SNSなど子どもが普段利用しているツールを活用し、アクセスしやすい情報発信を行うことも重要です。
- ・ 市は、「まちだ子育てサイト」での合言葉の一つに「わかりやすく」を掲げ、子どもの視点に立った情報発信を心がけています。また、「見直そう！“伝わる日本語”推進運動」を2018年度から実施しており、情報をやさしく、わかりやすく発信することで、市民からより一層信頼される市役所を目指しています。

【参照】P35 コラム「まちだ子育てサイト」

コラム

愛称「まちだコドマチ^{ルール}条例」

条例検討するにあたり、子どもたち（MSP：町田創造プロジェクト）が「子どもにやさしいまち条例」の愛称を「コドマチ^{ルール}条例」と考えてくれたよ。「条例」と書いて、「ルール」と読ませるのがポイント！これに「町田市」の「まちだ」をつけて、

「町田市子どもにやさしいまち条例」の愛称は、「まちだコドマチ^{ルール}条例」となったんだ。

情報発信をする際には、この愛称も広めていくよ。

【参照】P9 『町田創造プロジェクト（MSP）』ってなんだろう？



（８）第５章 施策の推進

（計画の策定及び公表）

第２０条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」といいます。）について、計画を策定します。

２ 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

解説

- 「まちだコドマチ条例」の理念に基づき、「子どもの権利」が守られる「子どもにやさしいまち」の実現へ向けた施策に市役所全体で取り組んでいきます。
- 市の子どもに関する施策をまとめた基本計画として、「町田市子どもマスタープラン」があり、市のホームページで公表しています。今後も引き続き子ども施策をまとめた計画を策定していきます。

（検証）

第２１条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

２ 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成２５年１０月町田市条例第３６号）第３条第３号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

解説

- 上記、「町田市子どもマスタープラン」については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討し、改善することを目指しています。また、計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、市の附属機関である「町田市子ども・子育て会議」に諮問を行い、専門的知見から提言をいただいています。

【参照】Ｐ７ 「『附属機関』って何？『町田市子ども・子育て会議』って何をしているの？」



資料 町田市子どもにやさしいまち条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第6条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第7条—第12条）

第4章 子どもの権利の保障の推進（第13条—第19条）

第5章 施策の推進（第20条・第21条）

附則

この地域「まちだ」で望み、目指す

なりたいまちの姿は

「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が

考えて、行動して、実現する

「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、

子どもたち自身が、

自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること

意見を言い、実行しているまちであること

たとえうまくいかなくても、やり直すことができるまちであること

そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、
それぞれの立場で活動しているまち
そして、何よりもお互いが支えあう

「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られて、
かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるよ
うに、「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、町田市は、こ
の条例を制定します。

第Ⅰ章 総則

（目的）

第Ⅰ条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な
権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっ
ての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもに
やさしいまちを実現することを目的とします。

（定義）

第Ⅱ条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるところによります。

（Ⅰ）子ども 町田市（以下「市」といいます。）内に居住し、通学し、通勤し、又
は遊びその他の目的で滞在する１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を

認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。

- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第2章 子どもの権利

（生きる権利）

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」といいます。）を受けず、放置されないこと。

（育つ権利）

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。
- (2) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。
- (3) 個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること。

- (4) 成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報を不当に利用されないこと。
- (5) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。
- (2) 自分に必要な知識及び情報を得ることができること。
- (3) 自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にできる豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

(施設関係者の責務)

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

- (1) 施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。
- (2) 子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。
- (3) 悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。
- (4) 子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

(地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもがありのままの自分であることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。
- (2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。
- (2) 子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。
- (3) その事業活動が子どもの権利の侵害につながることをしないよう適切な配慮を行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

- 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

第4章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

(権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

(有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な

体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

- 3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

(子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

- 2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

(意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

- 2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。
- 3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

(子どもへの情報発信)

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」といいます。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

附 則

この条例は、令和6年5月5日から施行します。



町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）
ガイドブック
2024年1月発行

発行：町田市 子ども生活部 子ども総務課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話 042-724-2876

刊行物番号：23-53

印刷：町田市（庁内印刷）



「まちだコドマチ条例」広報物
（まちだ子育てサイト）

この冊子は300部作成し、1部あたりの単価は497円です（職員人件費を含みます）。